

白川町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、町内における住民の生活に必要な輸送の確保又は公共交通の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、白川町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 当町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画の作成、変更及び実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 町による自家用有償運送及び非営利団体等による公共交通空白地有償運送の必要性、態様及び利用者から収受する対価に関する事項
- (5) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項に規定する生活交通確保維持改善計画に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 住民の代表
- (5) 町内の公共交通利用者の代表
- (6) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長又はその指名する者
- (9) 岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者
- (10) 岐阜県加茂警察署長又はその指名する者
- (11) 岐阜県都市建築部公共交通課長
- (12) 学識経験者
- (13) 副町長
- (14) 職員
- (15) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の任命又は委嘱後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会議を招集するときは、委員に対し、協議事項、日時、場所等を通知しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、第3条第2号及び第3号並びに同条第6号から第11号までに掲げる委員については、代理人を出席委員とみなす。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席及び資料の提出等を要請することができる。

5 会議の議長は、会長がこれに当たる。

6 会議は、原則として公開とする。

(オブザーバー)

第7条 会長は、交通会議にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長の要請に応じて会議に出席し、意見を述べるものとする。

(議決)

第8条 会議の議決方法は全会一致を原則とするが、成立しない場合には、委員の4分の3以上の多数により決するものとする。

2 特別な事情により議決に加わることのできない委員は、あらかじめ通知された協議事項について書面により表決することができる。ただし、第6条第3項ただし書の規定により代理人を出席委員とみなす場合は、この限りでない。

(協議結果の取扱い)

第9条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は、第3条に規定する構成員の中から、会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とすることができる。
- 4 幹事会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。
- 5 幹事会において審査した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(地域部会)

第11条 交通会議は、地域ごとの案件を協議するため、地域部会を置くことができる。

- 2 地域部会の委員は、第3条に規定する構成員の中から、協議の内容により会長が指名する。
- 3 前項に掲げる委員のほか、会長が必要と認めた者を地域部会の委員とすることができる。
- 4 地域部会は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出及び意見等を求めることができる。
- 5 地域部会は、協議した結果を交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

白川町地域公共交通会議の組織図

白川町地域公共交通会議	
会長	(委員の互選)
副会長	(会長の指名)
委員	白川町 岐阜県 中部運輸局岐阜運輸支局 バス協会、濃飛バス、労働組合、タクシー協会(交通事業者) 住民の代表及び公共交通利用者の代表 岐阜国道事務所、可茂土木事務所(道路管理者) 加茂警察署(交通管理者) 学識経験者 東白川村(町長が必要と認める者)
オブザーバー	会長の要請に応じて出席

幹事会	
幹事会 委員	交通会議の委員の中から会長が指名した者 交通会議の委員以外で、交通会議が必要と認めた者
申請内容その他交通会議の運営に必要な事項を処理する	

地域部会		
白川 地区	地域部会 委員	交通会議の委員の中から会長が指名した者 交通会議の委員以外で、会長が必要と認めた者
白川北 地区	地域部会 委員	同上
蘇原 地区	地域部会 委員	同上
黒川 地区	地域部会 委員	同上
佐見 地区	地域部会 委員	同上
(例) 自治協議会長、自治会長 民生委員、老人クラブ 障害者団体、商工会、観光協会 社会福祉協議会(ケアマネ等) 包括支援センター(〃) 保小中高生の保護者 通学高校生 ボランティア団体、NPO団体 学校、保育園関係者		
地域ごとの案件を協議する		

事務局
白川町 企画課企画係